

特定非営利活動法人 呉こども NPOセンターYYY 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 呉こども NPOセンターYYY という。
(事務所)

第2条 この法人は、事務所を広島県呉市中央3丁目11-12 PANビル3Fに置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、子どもたちが地域の中で安心して育っていける社会の実現をめざし、子どもの社会参画の拡充を図る事業、国際条約である「子どもの権利条約」の啓発に関する事業等を行い、子どもの豊かな成長と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子どもの諸活動に関する事業の企画運営及び支援事業
- (2) 子どもと文化芸術に関する事業の企画運営及び支援事業
- (3) 文化事業の企画及び協力・提供事業
- (4) 子どもの人権に関する情報発信事業
- (5) 子ども政策に対する提言活動
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進する18歳以上の者。
- (2) 子ども会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進する18歳未満の者。
- (3) 参加会員 この法人の目的に賛同し、活動に参加する18歳以上の者。
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援、協力する団体及び個人。

(入 会)

第7条 会員として、入会しようとするものは、委員長が別に定める入会申込書を委員長に提出するものとする。

- 2 委員長は、入会しようとするものが本会の目的に賛同し、活動及び事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 委員長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、委員長が別に定める退会届を委員長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が、この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をした場合、総会において、正会員総数の3分の2以上の同意により、委員長がこれを除名することができる。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員をおき、委員をもって法上の理事とする。

- (1) 委員 10名以上30名以内
- (2) 監事 3名

2 委員のうち、1名を委員長、3名以内を副委員長、10名以内を常任委員とする。

(選任等)

第14条 委員は、総会において選任する。

- 2 委員長、副委員長及び常任委員は、委員の互選により定める。
- 3 監事は、総会において選任する。
- 4 監事は、委員又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 委員長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 委員長以外の委員は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 常任委員は、委員長、副委員長を補佐し、委員会の決議にもとづき、この法人の業務を取り扱う。
- 5 委員は、委員会を構成し、総会の決議にもとづき、この法人の業務を決定する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 委員の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 委員の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、委員に意見を述べ、若しくは委員会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず前任者または他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(欠員の補充)

第17条 委員又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、委員会の議決を経て、委員長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局次長その他の職員若干名を置く。
- 3 事務局長は、委員会の承認を経て委員長が任免し、職員は事務局長が任免する。

第5章 会議

(種別及び構成)

第21条 会議は、総会、委員会、常任委員会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。
- 3 委員会は、通常委員会及び臨時委員会とし、委員をもって構成する。
- 4 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

(会議の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告および活動決算の承認
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第38条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他委員会が必要と認める重要な事項

2 委員会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議の執行に関する事項
- (3) その他この法人の業務の執行に関する事項

3 常任委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 委員会提出議案の作成に関する事項
- (2) 委員会の決議の執行に関する事項
- (3) その他委員会の議決を要さない常務に関する事項

(開 催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 委員長が必要と認めたとき
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 6 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき

3 通常委員会は、毎年 2 回委員長が招集する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、臨時委員会を招集しなければならない。

- (1) 委員長が必要と認めたとき
- (2) 委員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

4 常任委員会は、委員長及び副委員長または常任委員の要請によりその都度開催する。

(招 集)

第 24 条 会議は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 委員長は、総会を招集するに当たっては、会議を構成する正会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、少なくとも開催日の 10 日前までに文書を発しなければならない。
- 4 委員長は、委員会を招集するに当たっては、会議を構成する委員に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して少なくとも開催日より前に通知しなければならない。
- 5 委員長は、常任委員会を招集するに当たっては、会議を構成する常任委員に対し、前項の規定と同様にしなければならない。

(議 長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

2 委員会および常任委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 常任委員会は、常任委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第27条 会議における議決事項は、第24条第3項から第5項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定める場合を除き、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

4 常任委員会の議事は、出席した常任委員の3分の2以上の同意をもって決する。

5 委員又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員、各委員及び各常任委員の表決権は、平等なるものとする。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

4 常任委員会に出席できない常任委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

5 第2項、第3項及び前項の規定により表決した当該構成員は、第26条、前条及び第39条の適用については出席したものとみなす。

6 会議の議決について、特別の利害関係を有するものは、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会の議事録には、議長及び出席した正会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印し、これを保存しなければならない。
- 3 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時および場所
 - (2) 委員総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 4 委員会の議事録には、議長及び出席した委員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印し、これを保存しなければならない。
- 5 常任委員会の議事録の作成については、省略することができる。
- 6 第29条第1項、第3項の規定にかかわらず、当該構成員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会及び委員会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会または委員会があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会または委員会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は委員長が管理し、その方法は委員会の議決を経て、委員長が別に定める。

(会計の原則)

第32条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(経費の支弁)

第 33 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 34 条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、委員長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 35 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、委員長が委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告および決算)

第 36 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに委員長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 38 条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 39 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 40 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第41条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て選定された別の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得、かつ所轄庁の認定を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、この法人の事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。／

第9章 雑則

(細則)

第44条 この定款の施行について必要な細則は、委員会の議決を経て、委員長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。

委員	山本	和子
同	久保	直美
同	福田	聖子
同	井上	生子
同	齊藤	紀子
同	田端	圭子
同	茶山	枝美子
同	中村	幸恵
同	宮高	康子
同	西川	容子

同	谷	美緒
同	河邊	美奈子
同	葛原	かおり
同	蔵下	寿美子
同	生部	京子
同	妹尾	千里
同	立間	津多子
同	中岡	博美
同	長原	史幸
同	平田	眞奈美
同	三井	宏文
同	米本	美千恵
同	榮	康彦
同	谷	真衣子
同	池田	鉄馬
同	瀬川	朋
同	米本	沙織
同	飯川	菜穂
同	岡田	真由子
監事	飯川	陽子
同	大野	喜子
同	尺田	素子

- 3 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会費

正会員	年会費	25,000円
子ども会員	年会費	1,200円
参加会員	年会費	18,000円
賛助会員	年額 個人	1口 3,000円
	団体	1口 10,000円